

## 大阪府気候変動対策事業活動表彰制度要綱

## (目的)

第1条 大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第40条の規定に基づき、大阪府内の事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化又は建築物の環境配慮に関し、他の模範となる特に優れた取組みをした者を表彰し、事業者若しくはその事業所又は建築主（条例第2条第9号に規定する建築主をいう。以下同じ。）及び設計者（建築基準法第2条第17号に規定する設計者をいう。以下同じ。）の名称とその内容を広く公表することによって、事業者、建築主及び設計者の意欲を高めるとともに、気候変動対策及びヒートアイランド現象の緩和対策の普及促進を図る。

## (賞の名称)

第2条 賞の名称は、「おおさか気候変動対策賞」（以下「本賞」という。）とする。

## (表彰の実施)

第3条 大阪府知事（以下「知事」という。）は、本賞の受賞者を表彰し、賞状を授与する。

## (本賞の種類)

第4条 本賞の種類は、大阪府知事賞、優秀賞及び特別賞とする。

## (表彰の対象者)

第5条 本賞の表彰の対象者は、大阪府内に事業所を持つ事業者若しくはその事業所（以下「事業者等」という。）又は建築物の建築主及び設計者（以下「建築主等」という。）とする。

## (審査の基準等)

第6条 気候変動の緩和及び電気の需要の最適化（以下「緩和分野」という。）並びに気候変動への適応（以下「適応分野」という。）に関する取組みについて、別表に定めるところにより審査・選考を行い、他の事業者等の模範となる最も優れた取組みを実施した事業者等に大阪府知事賞を授与し、その他優れた取組みを実施した事業者等には優秀賞を授与する。

- 2 エネルギーの需給状況又は、社会・経済状況等を勘案して、次の各号のいずれかに該当する事業者等及び建築主等には、特別賞を授与することがある。
- 一 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第3条に規定する特定事業者が実施した取組内容が、他の事業者の模範となる取組みである場合。
  - 二 建築主等が実施した建築物の新築、増築又は改築にあたってのヒートアイランド現象の緩和対策等に関する取組内容が次に掲げたいずれにも該当し、他の建築主等の模範となる優れた取組みである場合。
    - ① 建築物の敷地内の歩行者空間等の暑熱環境を緩和し、建築物の敷地外への熱的な影響を低減する優れた取組みを実施していること。
    - ② 建築物の総合的な環境性能に関し、一般的な水準以上の取組みを実施していること。
  - 三 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則第57条に規定する特定販売事業者が実施した取組内容が、他の事業者の模範となる取組みである場合。
  - 四 その他、他の事業者等の模範となる特に優れた取組みを実施した場合。

(適用の除外)

- 第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者等又は建築主等については、受賞対象から除外する。
- 一 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を受けている事業者等又は建築主等
  - 二 その他、大阪府が本賞にふさわしくないと判断した事業者等又は建築主等

(受賞者の決定等)

- 第8条 大阪府環境審議会気候変動対策部会（以下「部会」という。）において、第6条第1項、同条第2項第4号及び前条に基づき、大阪府環境審議会気候変動対策部会運営要領第2(2)に規定する事項等の審査・選考を行い、知事が受賞者を決定する。
- 2 第6条第2項第1号、第2号及び第3号に基づく特別賞については、知事が別に定める基準に基づき決定し、必要に応じ部会に報告する。

(事務局)

- 第9条 本賞の実施に係る事務を行うための事務局を、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課及び都市整備部住宅建築局建築環境課に置く。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

別表（第6条関係）

評価項目	基 準
貢 献 度	緩 和 分 野
	大量の温室効果ガス排出削減など、地球温暖化防止に具体的な効果を示し、貢献していること。
	適 応 分 野
	農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野などに関して、気候変動への適応に具体的な効果を示し、貢献していること。
波及性	緩 和 分 野
	製品や活動を通して、率先的行動の意義が大きく、脱炭素社会への新たなライフスタイル変革への波及効果が期待できること。
	適 応 分 野
	製品や活動を通じて、率先的行動の意義が大きく、気候変動適応の取組みへの波及効果が期待できること。
持続性	一過性のイベントや活動ではなく、持続可能な仕組みを確立しており、活動の持続的な発展が期待できること。
刷新性	従来のお取組みにはないアプローチ等により、持続可能な未来に向けた刷新的な取組みをしていること。